

生衛福岡 センターニュース

発行



(公財)福岡県生活衛生営業指導センター

理事長 大崎 信昭 副理事長 井手口 宥公 専務理事 新井 眞一

福岡市博多区千代1丁目2-4
福岡生活衛生食品会館3階
TEL 092-651-5115 팩 092-651-5147



理事長ごあいさつ

(公財)福岡県生活衛生営業指導センター 理事長
福岡県生活衛生同業組合連絡協議会 会長

大崎 信昭

福岡県生活衛生同業組合会員の皆様方には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素より指導センター並びに連絡協議会が実施する諸活動についてご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

ご承知のとおり、私ども生衛業者は、県民の生活に必要な不可欠なサービスを提供する営業者として、地域の中で日々事業活動を行っています。

また、地域住民の生活に関連深い営業であることから、地域文化や伝統の継承にも深く関わりを持つ一面があります。

近年、少子・高齢化の進展、IOTやAIの導入、海外の商品やサービスの流入等、めまぐるしく変化していく社会情勢の中、消費生活に必要なサービスを提供するという日常生活に最も身近な存在である我々生衛業者は、それら社会情勢や消費者ニーズの変化に、迅速かつ適切に対応することも非常に重要です。

生衛業界発展のキーは、地域の皆様との絆創りにあります。お店を核として、人と人とが繋がるサービスを持続的に提供し、地域の皆様へ、喜び、癒し、健康、活力、希望を享受していただけるような店になるため、一緒に研鑽してまいります。

平成29年の、訪日外国人観光客数は2,800万人を超え、その旅行消費額は4兆4千億円と推計されるなど、全般的に、経済の好循環は生まれつつあります。また、「3%の賃上げ」という社会的要請を受け、個人所得の増加、それによる個人消費の増加へと、実感のある景気回復が期待できる状況を迎えつつあると考えるのは楽観的過ぎるでしょうか。

地方創生、一億総活躍社会を推進し、地域社会が活性化するためには、県民との関わりが最も深い生衛業が元気で充実した経営を基本に発展することが重要なキーとなります。

我々生衛組合には、地域での信頼関係や結びつきのネットワークという強い味方があります。これを十二分に活用しながら、県内14の同業組合の英知と組織力を結集し、活力ある地域の活性化に向け、自信と誇りをもって共に前進してまいります。

結びに、営業指導センター及び連絡協議会といたしましては、生衛法制定61年を迎えた今年を新たなスタートの年と位置づけ、関係行政機関のご指導のもと、各組合・関係団体との連携強化を図りながら、生衛業の安定と発展を通して利用者の方々への「安全・安心」なサービスの提供に邁進する所存ですので、皆様方の更なるご支援・ご協力をお願い申し上げます。

目次

- 理事長ごあいさつ…………… 1
- 平成30年度センターの主な事業のご案内…………… 2
- 平成30年の新春交流会が盛大に開催される…………… 3
- おめでとうございます…………… 4

- 日本政策金融公庫(国民生活事業)からのご案内… 5
- お客様は安全・安心を求めています… 6
- 標準営業約款(Sマーク)の登録をおすすめします! …… 7
- 同業者に、生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう! …… 8

平成30年度センターの主な事業のご案内

センターでは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、生活衛生関係営業（生衛業）の経営の健全化を通じて衛生水準の維持向上を図り、併せて消費者・利用者の利益を擁護するため次のような事業を実施しています。

◆ 各種相談の受付（随時） ◆

お店の融資、経営、税務、衛生、法律など経営全般についてお気軽にご利用ください。祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から16時まで受け付けています。電話、FAX、メールでのご相談もお受けしています（相談料無料、個人情報等秘密厳守）。

◆ 臨時地区相談室（6月～7月） ◆

保健所や食品衛生協会等が県内各地で開催する「食品衛生講習会」などの会場に出向き、臨時の相談室を設け各種相談をお受けします。

なお、各組合支部等当センターから離れた場所でもご要望があれば出張相談室を開催しますのでお気軽にお申し出ください。

◆ 法律相談（随時） ◆

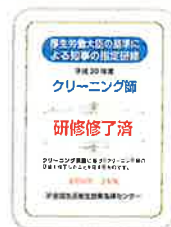
お客さんとの補償交渉のもつれ、店舗貸し主とのトラブル等々なかなか解決しない問題でお困りの方は、弁護士さんに直接ご相談できますので、まず当センターに相談下さい。

◆ 税務研修会・税務相談室（9月～10月） ◆

税務に関する制度は毎年のように改正されているため、税金の申告時等に頭を痛めている生衛業の皆様も多いのではないのでしょうか。センターでは、税理士さんに今年度の税制の改正点や留意事項等について講話をいただき、様々な税務に関する相談をお受けするため、県内の北九州、福岡、筑豊及び筑後の各ブロックで、税務研修会と税務相談室を開催します。

◆ クリーニング師研修会・クリーニング業務従事者講習会（10月～11月） ◆

クリーニング業法で、受講が義務付けられている「クリーニング師研修」と「クリーニング業務従事者講習会」（いずれも福岡県知事指定）を開催します。開催日程等は直接店舗に通知します。また、ホームページ等でも確認できますので、対象者の方は必ず受講してください。受講された方には、修了書と店舗掲示用のステッカーを交付しますので、行政の立入検査の際、職員の方にご提示ください。



◆ 標準営業約款（Sマーク）の普及・推進 ◆

標準営業約款は、理容、美容、クリーニング、めん類、一般飲食の5業種で実施している厚生労働大臣が認可した制度です。約款登録店が掲示している「Sマーク」は、安全・安心なお店の目印になっています。当センターでは、Sマーク店の登録業務を行っています。

◆ 各種セミナー、研修会 ◆

生活衛生関係営業の経営の安定化や時代に即応した経営展開を支援するため、営業者従事者が最新の情報や知識を習得していただくため各種セミナーや研修会を開催します。ぜひふるってご参加下さい。

ア 経営特別相談員研修会 イ 生活衛生営業振興セミナー ウ その他（パソコン研修等）

◆ 職業体験学習講師の派遣 ◆

小・中学校、高等学校等で理容、美容、飲食業等の職業体験授業を実施されるような場合、生衛業の後継者育成の一環として、当センターから経験豊かな生衛業者を講師として派遣いたします。奮ってご活用ください。

日程等詳細につきましては、当センターのホームページでご確認ください。

平成30年の新春交流会が盛大に開催される

と き：平成30年1月22日(月) 主催：福岡県生活衛生同業組合連絡協議会
 ところ：ホテル日航福岡(福岡市) 共催：(公財)福岡県生活衛生営業指導センター

福岡県生活衛生同業組合連絡協議会年次大会

江口 勝福岡県副知事をはじめ、地元選出の国会議員並びに原中 誠志厚生労働環境委員会委員長及び県生活衛生議員連盟田中 久也顧問を初めとする県議会議員、福岡市議会議員、関係行政機関、日本政策金融公庫各支店等から多数のご来賓の皆様のご出席をいただき盛大に開催されました。

また、多くのご来賓の皆様が見守る晴れがましい中、生活衛生功労者100名の方々に対し、福岡県副知事、福岡県保健医療介護部次長、福岡県生活衛生同業組合連絡協議会会長による表彰式典が執り行われました。(受賞者の皆様のお名前は4頁に掲載しています。)



壇上には各生活衛生同業組合理事長が揃いあいさつ



生活衛生功労表彰受賞者代表謝辞

生衛業経営セミナー開催 (主催：公益財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター)

と き：平成30年1月22日(月)10時～
 と ころ：ホテル日航福岡
 講演テーマ：『顧客ニーズの二歩先を読む経営術
 ～ホンモノの顧客満足を得るために～』
 講 師：顧客リピート総合研究所(株)代表取締役社長 一圓 克彦氏
 (リピーター創出専門コンサルタント)



セミナー講師、一圓 克彦氏

講師プロフィール

1975年大阪生まれ。製造業や福祉事業、IT事業さらには飲食業まで大小7業種の企業経営を経験したリピーター創出専門コンサルタント。リピーター創出により、利益率を改善、離職率までも0にしながら企業を成長させた。それらの経験で蓄積したノウハウを基に、2008年、リピーター創出専門コンサルタントとしての活動を開始。顧問先の顧客リピート率を大きく成長させる等の実績が評価され、様々な分野でのリピーター創出支援を行っている。雑誌やFM番組で取り上げられる他、著書もある。

講演の概要 (当日の配布資料より)

《はじめに》

～初回取引がその後の「全て」を決めてしまう真実～

『不景気といわれて久しい昨今。売り上げアップに向けて販促をしたいけれど日中は日常業務で手一杯。DMやホームページ等の販促物に力を入れているのに思うような成果が出ない。だから一番効果の出る【クーポンの発行】や【値引き販売】に走ってしまう。そのような声をたくさん聞くようになりました。私は「理念」や「表現方法」、「販促方法」を見直すことにより、売り上げはもちろん、リピーターやファンを増やすためのお手伝いを専門にしています。本日は、価格を下げずともお客様に指示される方法について実践的なノウハウを詰め込んだお話をさせていただきます。皆さんが望むお客様とめぐり合い、リピーターやファンに囲まれて楽しくビジネスができる。そのためのお手伝いをさせていただきます。』

《「顧客満足」とは何か?》

- ・消費者の満足は2種類あることを知る。
 ～「顧客満足」と「所有の満足」の違い～
- ・お客様のニーズを満たしても「顧客満足」は生まれないワケ
- ・「顧客満足」はニーズの2歩先を満たされた時に起こる
- ・ニーズが2歩先にある「ウィッシュ」とは何か

《ウィッシュを見つける作業とは》

- ・ウィッシュは正解である必要が無い
- ・お客様の動きを徹底分析する作業とは

《ウィッシュを販促や営業、接客に役立てる》

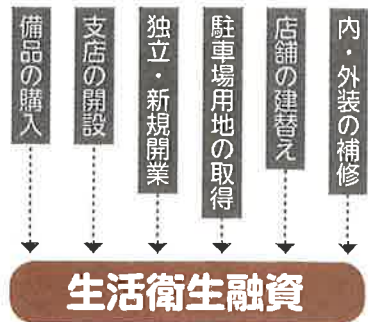
- ・お客様は「ウィッシュ」で絞る
- ・「ウィッシュ」が満たされた時、お客様の単価は跳ね上がる

《さいごに「アナタから買いたい!」というお客様を作る重要性》

日本政策金融公庫（国民生活事業） からのご案内

日本政策金融公庫（国民生活事業）では、生活衛生関係営業を営む方のために、店舗改装などを行う際にご利用いただける融資制度を用意しております。

皆さまの事業の一層のご発展のために、お役立てください。

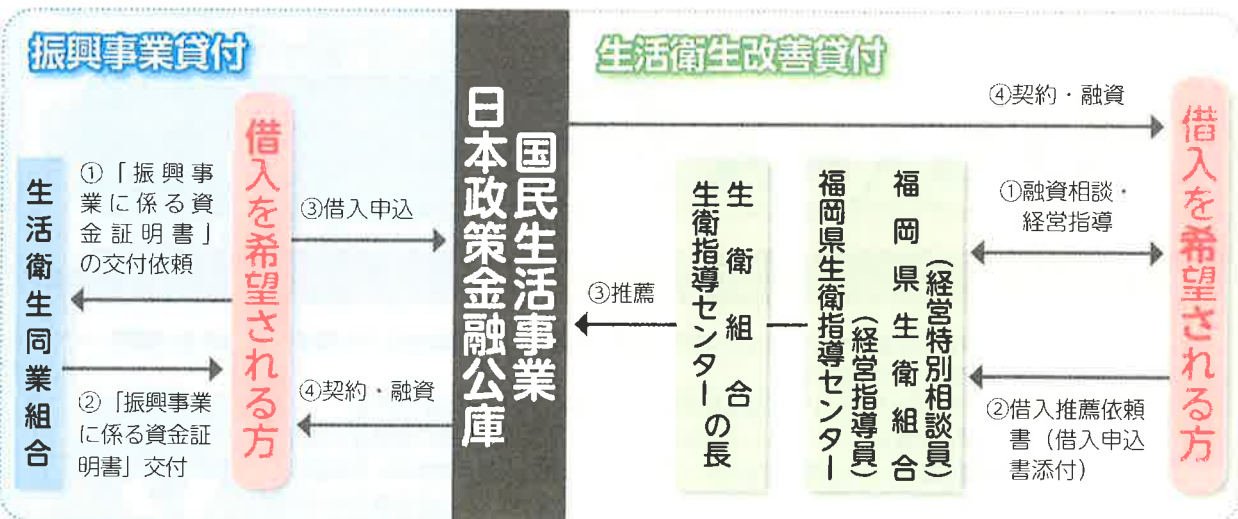


主な融資（貸付）制度をご紹介します。

振興事業貸付	ご利用いただける方
	生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方
	資金のお使いみち
	設備資金及び運転資金
	ご 融 資 額
	設備資金：1億5,000万円以内 （一般公衆浴場業は一般貸付と別枠） （旅館業・興行場営業 7億2,000万円以内） （クリーニング業 3億円以内）
	運転資金：5,700万円以内
ご 返 済 期 間（うち据置期間）	
設備資金：20年以内（2年以内）	
運転資金：7年以内（2年以内）	

生活衛生改善貸付	ご利用いただける方
	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
	ご 融 資 額
	2,000万円以内
	ご 返 済 期 間（うち据置期間）
	設備資金：10年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（1年以内）
	担 保 ・ 保 証 人
無担保・無保証人	

●お申込の手続き



ご相談は
お気軽に



詳しくは、各生活衛生同業組合・生衛指導センター
または日本政策金融公庫へお気軽にご相談ください。

日本政策金融公庫福岡県内5支店の所在地

福岡支店	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前3-21-12	TEL.(092)411-9111
福岡西支店	〒810-0041	福岡市中央区大名1丁目4-1NDビル	TEL.(092)712-4381
北九州支店	〒802-0004	北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10（大同生命北九州ビル3階）	TEL.(093)541-7550
八幡支店	〒806-0021	北九州市八幡西区黒崎3丁目1-7（アースコート黒崎駅前ビル）	TEL.(093)641-7715
久留米支店	〒830-0032	久留米市東町38-1（大同生命久留米ビル8階）	TEL.(0942)34-1212

お客様は 安全・安心を求めています。 3年に一度は受けましょう。

厚生労働大臣の基準による知事の指定研修

平成 年度
クリーニング師

研修修了済

クリーニング業法に基づきクリーニング師の研修を完了したことを証明するものです。

有効期間：3年間

(公) 全国生活衛生営業指導センター

厚生労働大臣の基準による知事の指定講習

平成 年度
クリーニング業務従事者

講習修了済

クリーニング業法に基づきクリーニング業務従事者の講習を完了したことを証明するものです。

有効期間：3年間

(公) 全国生活衛生営業指導センター

クリーニング業法で定められた
**クリーニング師研修・
業務従事者講習を
受講しましょう!!**



- クリーニングは、国民生活に密着したサービス業であるが、消費者相談件数が多い業種であることから、都道府県知事が指定する研修・講習を受講することが「クリーニング業法」により義務付けられています。
- 全国生活衛生営業指導センター及び都道府県生活衛生営業指導センターは、都道府県知事の指定を受けて、研修・講習を実施しています。

事故対策 衛生対策 最新情報 →  **研修・講習でトラブル防止・
確かな技術・信頼される
お店の第一歩を!!**

Q クリーニング師研修及び業務従事者講習の対象となるのは、どのような人ですか？

- クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は業務に従事した後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに受講が義務付けられています。
- 業務従事者はクリーニング所（工場）又は取次店ごとに、次の方が対象となります。
 - ①クリーニング所等の開設から1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに、営業者が選んだ方
 - ②クリーニング業務に従事している方（クリーニング師免許を持たない方）の中から、1店舗ごとに5名につき1名の割合で営業者が選んだ方（例：5人以下の店舗では1名。6人から10人の店舗では2名。）

* 常時雇用、臨時雇用、季節雇用等の雇用形態又は勤務形態の違いは問いません。

《お問合わせ》
 公益財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター
 福岡市博多区千代1丁目2番4号 福岡生活衛生食品会館3F
 TEL：092-651-5115 FAX：092-651-5147





標準営業約款(Sマーク)の登録をおすすめします!

標準営業約款 (S マーク) 登録店は、明るく清潔なお店。
確かな技術と真心で、お客様に笑顔でご利用いただけるサービスを提供します。

対象店舗：理容店/美容店/クリーニング店/一般飲食店/めん類飲食店

©S マークは、(公財) 福岡県生活衛生営業指導センターが、次の基準を満たしているお店に交付しています。

1 サービス・メニューについてきちんと表示します。

Sマークのお店は、お客様に提供するサービス・メニューについてきちんと表示することにより、お客様は安心して利用することができます。

2 資格者の氏名をきちんと表示します。

Sマークのお店は、法律等により定められた資格を有する従業員の氏名をきちんと表示するので、お客様は安心して利用することができます。

3 厚生労働大臣が認可した基準に基づくサービスを提供します。

Sマークのお店は、厚生労働大臣が認可した「標準営業約款」で別に定められた基準に基づくサービスを提供するので、お客様は安心して利用することができます。

4 万が一の事故の場合、きちんと賠償します。

Sマークのお店は、お店の過失により事故を起こしてしまった場合、一定の基準に基づき賠償するための損害賠償保険に加入しているので、お客様は安心して利用できます。

5 業種ごとに定められた、様々な基準を遵守します。

Sマーク登録店は、安全や環境保全のための設備基準、主要商品のカロリー表示・原産地表示をはじめバリアフリー化、受動喫煙対策、食品リサイクルの推進等の社会的な取組みに積極的に取り組むことにより、地域の皆さまの安全・安心を守ります。



「S マーク」は 3 つの S の頭文字の「S」を表したものです。

(1) Safety (安全)

万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づき、お客様に速やかに損害賠償を行います。

(2) Standard (安心)

確かな技術、きめ細かな対応など、お客様に提供するサービスの種類・内容を明確に表示し、お客様にその実施をお約束します。

(3) Sanitation (清潔)

厳しい管理基準に従い、営業施設の維持・管理を行い、お客様に気持ちの良いサービスをお約束します。

区 分	手数料	標識代等	合 計
新規登録 (3 年有効)	6,600 円	3,300 円	9,900 円
再 登 録 (5 年有効)	2,360 円	1,300 円	3,660 円

* 登録を希望される方は、所属の組合若しくは指導センターまで問い合わせてください。

同業者に、生活衛生同業組合への 加入を呼びかけましょう!

○平成27年度に全国センターが実施したアンケート調査によると、組合非加入者の方の「営業上必要な情報の入手元」は、「仕入れ業者・機材商」であるのに対し、組合加入者の方は「組合関係者との交流」となっています。

また、組合非加入者の方の経営者意識として、「地域貢献」、「同業者との交流・情報交換」、「共済加入・資材購入割引等の制度活用」、「経営上必要な情報の早期入手」に高い関心があるとの結果が出ており、それらは組合に加入することで得られるメリットとなっています。しかし、「組合加入勧奨の経験」については約8割の方が「無い」と回答していることから、新規開業者の方あるいは未加入の方に対する組合を紹介するパンフレットの配布や加入勧奨の声かけは非常に重要なことがわかりました。



組合加入のメリット



- 金利や返済に有利な日本政策金融公庫の生活衛生融資が利用できる。
- 経営面で参考となる知識を習得するための研修会・講習会に無料で参加できる。
- 消費者トラブルが発生したときに解決のためのアドバイス・相談が受けられる。
- 組合の福利厚生・共済制度に加入でき万一の補償・賠償等発生事例に備えることができる。
- 各種の表彰制度事業（知事・大臣表彰等）により社会的な信用を高めることができる。

お問い合わせ先

- 美容生活衛生同業組合
TEL 092-715-8211
- 喫茶飲食生活衛生同業組合
TEL 092-711-1645
- 旅館ホテル生活衛生同業組合
TEL 092-737-5050
- 食鳥肉販売業生活衛生同業組合
TEL 092-941-1174

- 理容生活衛生同業組合
TEL 092-751-5948
- 社交飲食業生活衛生同業組合
TEL 092-641-8111
- 公衆浴場生活衛生同業組合
TEL 092-761-3612
- 食肉生活衛生同業組合
TEL 092-641-5916
- 料理業生活衛生同業組合
TEL 092-291-5284

- 飲食業生活衛生同業組合
TEL 092-641-8111
- クリーニング生活衛生同業組合
TEL 092-436-2688
- すし商生活衛生同業組合
TEL 092-651-1199
- 興行生活衛生同業組合
TEL 092-736-1248
- 冰雪販売業生活衛生同業組合
TEL 092-713-5695